

令和2年3月5日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する出張等
の取扱いについて（通知）【第1報】

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第22号）の施行により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する「指定感染症」に指定された新型コロナウイルス感染症（指定日：令和2年2月1日）については、指定日以降、引き続き感染者数が増加し、また、感染者が確認された地域が拡大しているところです。

これに関し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に関する出張等の取扱いについて別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、業務又は私事にかかわらず、海外渡航の取扱いについては、副学長（国際戦略担当）から「中国湖北省武漢市における新型コロナウイルスによる肺炎の発生に関する注意喚起について（通知）」（第1報：令和2年1月24日、第2報：令和2年1月27日、第3

報：令和2年2月3日、第4報：令和2年2月17日）により通知されていますが、業務による海外渡航につきましては、本通知に基づき処理することになりますので、ご留意願います。

（本件担当）
国立大学法人 静岡大学
総務部職員課
電 話 054-238-4419
F A X 054-238-3274

新型コロナウイルス感染症に関する出張等の取扱い

I 本学の教職員の出張

- 1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。）のうち、外務省が公表する感染症危険情報でレベル2以上とされた地域^注を目的地又は経由地とするものについては、当分の間、渡航を認めない。
- 2) 上記に掲げる出張以外の出張については、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、ご対応願います。

【外務省が公表する感染症危険情報でレベル2以上とされた地域について】

外務省が公表する感染症危険情報は、4段階のレベルで示され、レベル3は「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」に該当する場合に、レベル2は「不要不急の渡航は止めてください」に該当する場合に発出される。

なお、令和2年3月4日時点において、具体的には次の地域が該当する。

レベル3

- ・ 中華人民共和国湖北省全域及び浙江省温州市
- ・ イラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州及びギーラーン州
- ・ 大韓民国大邱広域市並びに慶尚北道慶山市、永川市、安東市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡及び軍威郡

レベル2

- ・ 中華人民共和国（香港及びマカオを含み、レベル3の地域を除く。）
- ・ イラン・イスラム共和国（レベル3の地域を除く。）
- ・ イタリア共和国ロンバルディア州、ヴェネト州及びエミリア＝ロマーニャ州
- ・ 大韓民国慶尚北道（レベル3の地域を除く。）

詳細は、外務省海外安全ホームページにおいて確認することができる。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>



II 本学の学生の出張

本学の学生の出張については、Iに準じて取り扱う。

III 出発前のお出張

旅行命令等（本学の教職員の出張に係る旅行命令及び本学の学生の出張に係る旅行依頼をいう。以下同じ。）の発令時と出発時とでは、出張の目的地及び経由地のレベ

ル（外務省が公表する感染症危険情報のレベルを言う。）及び流行状況（コロナウイルス感染症の流行状況をいう。）が変化することがあるため、旅行命令権者は、旅行命令等を発令した後であっても、レベル及び流行状況について常に留意するとともに、既に発令した旅行命令等のうち出発前のものについては、次のとおり措置するものとする。

Iの1)に掲げる出張 発令を取り消す。

Iの1)に掲げる出張以外の出張 必要性や感染リスク等を常に考慮し、発令を取り消す必要があると認めた出張については、発令を取り消す。

IV 旅費のキャンセル料

旅行命令等の発令をこの取扱いに基づき取り消した場合において、旅費のキャンセル料が生じたときは、「新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）」（令和2年2月28日付け財務施設部長事務連絡）に基づいて処理するものとする。

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）

http://okpc20.adb.in.shizuoka.ac.jp/nzaimu/n_zaimu1/kaikeikitei/97-1.pdf

【学内専用サイト】



V 研修

本学の教職員の研修（所属部局長等の承認を受けて勤務場所を離れて職務を行うものであって、旅費の支給が伴わないものをいう。）については、I及びⅢに準じて取り扱う。